

県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 12 月 26 日

岩手県知事 増 田 寛 也

県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程の一部を改正する告示

県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程（昭和 56 年岩手県告示第 412 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資格の審査)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 前条第 1 項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める理由の生じた都度申請書を提出することができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(業種別区分及び等級別区分)</p> <p>第 6 条 知事は、第 3 条第 1 項の資格基準に適合すると認める者（以下「資格者」という。）につき、岩手県建設委員会の意見を聴いて、土木工事、建築一式工事及びその他の工事の種類（以下「業種」という。）別の区分をし、<u>必要に応じて等級別の格付け（以下「等級別区分」という。）を行う。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(資格の審査)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 県税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税（以下「県税等」という。）を滞納している者</u></p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 前条第 1 項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める理由の生じた都度申請書を提出することができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 第 3 条第 2 項第 3 号の規定により、資格審査を受けることができなかった者で、県税等を納付した者</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(業種別区分及び等級別区分)</p> <p>第 6 条 知事は、第 3 条第 1 項の資格基準に適合すると認める者（以下「資格者」という。）につき、岩手県建設委員会の意見を聴いて、土木工事、建築一式工事及びその他の工事の種類（以下「業種」という。）別の区分をし、<u>業種のうち土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事及び舗装工事にあつては、等級別の格付け（以下「等級別区分」という。）を行う。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>等級別区分及び等級別区分ごとの発注の標準となる県営建設工事の設計額（以下「発注標準金額」という。）は、別表のとおりとする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

業種	等級別区分	発注標準金額
土木工事	特A級	350,000千円以上
	A級	60,000千円以上
	B級	25,000千円以上 60,000千円未満
	C級	25,000千円未満
建築一式工事	A級	65,000千円以上
	B級	25,000千円以上 65,000千円未満
	C級	25,000千円未満
電気設備工事	A級	25,000千円以上
	B級	25,000千円未満
管設備工事	A級	25,000千円以上
	B級	25,000千円未満
舗装工事	A級	15,000千円以上
	B級	15,000千円未満

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行し、この告示による改正後の県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程の規定は、平成19年度以後に作成される名簿の登載に係る資格の審査及び申請書の提出並びに同年度以後に行われる土木工事、建築一式工事及びその他の工事の種類別の区分及び等級別の格付けについて適用する。